

# 産業経済

1. フードバレー推進	239
2. 農 業	241
3. 林 業	256
4. 水 産 業	260
5. 商 業	261
6. 工 業	267
7. 観 光 ・ 物 産	277
8. 産業活性化支援事業	284
9. 地 籍 調 査 事 業	285





# 1 フードバレー推進

## (1) 八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金

**設置目的** 八代港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用した農林水産物（加工品を含む）の輸出促進を目的として、リーファーコンテナで輸出する荷主に対し、予算の範囲内で八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金を交付する。

**対象者** 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度に八代港の国際コンテナ定期航路又は国内コンテナ定期航路を利用する企業（個人経営の企業を含む。）であって、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

リーファーコンテナ（国内コンテナ定期航路にあっては、国際フィーダー貨物に限る。以下同じ。）で農林水産物を輸出する八代市内の荷主（商社等との契約により直接荷主とならない場合において、実質上の荷主であると市長が認めるものを含む。以下同じ。）であること。

リーファーコンテナで八代地域の農林水産物を輸出する荷主であること。

**対象経費** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

海上運賃

ターミナル取扱費用

書類作成費用

コンテナ封印費用

燃油割増料

通貨調整料

通関手数料

貨物取扱手数料

貨物のコンテナ搬入に係る費用

港湾内のコンテナ輸送費

貨物のラベル貼付に係る費用

その他市長が特に認めるもの

**補助金額** 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20フィート又は40フィートのコンテナ1個当たりの上限額は15万円とする。

**補助実績**

1件	合計 150,000円（平成27年度）
1件	合計 117,000円（平成28年度）
1件	合計 150,000円（平成29年度）
1件	合計 150,000円（平成30年度）
1件	合計 116,000円（令和元年度）

(2) 八代市農林水産物等 P R 事業補助金

設置目的 農林水産物の高付加価値化、販路拡大、認知度向上を通じて関連産業の活性化に資するため、P R 事業を行う生産者団体、出荷者組織、事業者等に対して補助金を交付する。

対象者 市内に主たる事業所等を有する農林水産業者、商工業者等。

対象事業 農林水産物等の P R に資する商談会、展示会その他イベントの開催、出展等であって、当該年度の 3 月第 2 金曜日までに事業を完了するもの。  
過去に本補助金を活用して実施した事業については、3 回を上限に補助対象事業とすることができる。

対象経費 補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

出展料

会場使用料

展示装飾費

輸送費

広告物製作費

通訳費

旅費

委託料

サンプル費

その他市長が必要と認める経費

補助金額 補助金の額は、次に掲げる額を合算して得た額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、35 万円を上限とする。

(1) 補助対象経費の額から次号に規定する額を減じて得た額に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 補助対象経費のうち、海外販路開拓を目的とする市主催のフェア及び展示会出展に係る旅費について、1 事業者当たり 2 名を上限とした当該旅費の全額

補助実績 4 団体 合計 3,103,000 円(平成 27 年度)

16 団体 合計 4,372,000 円(平成 28 年度)

15 団体 合計 4,290,000 円(平成 29 年度)

12 団体 合計 3,961,621 円(平成 30 年度)

10 団体 合計 2,861,700 円(令和元年度)

平成 27 年度に実施した「輸出用商品パッケージ開発補助金(実績:2 件 301,568 円)」は、平成 28 年度より本補助金に統合。

## 2 農 業

### (1) 経営概要

農家戸数

(単位:戸)

農家戸数	農業就業人口	専業農家戸数	兼業農家戸数			自給的農家戸数
			第1種	第2種	計	
4,185	6,829	1,556	637	967	1,604	1,025

(2015年 農林業センサス)

耕地面積(平成30年)

(単位:ha)

田	畑	計
6,710	638	7,350

(第65次九州農林水産統計年報)

粗生産額(平成27年)

品目 項目	野菜	米	工芸 作物	果樹	花き	畜産	その他	合計
粗生産額 (百万円)	35,453	4,312	4,297	1,095	498	195	146	45,996
割合(%)	77.1%	9.4%	9.3%	2.4%	1.1%	0.4%	0.3%	100.0%

(八代市推計)

### (2) 農業協同組合

現数

(令和2年6月)

農協名	組合員人数	役員数	職員数
八代地域農協	(正)6,509人 (准)3,736人 合計 10,245人	理事 28人 計 36人 監事 8人	381人

### (3) 農業振興地域整備計画

整備計画名	地域指定年月日	計画策定年月日	最終変更年月日 (全体見直し)
八代(合併後)	平成21年 6月 2日	平成21年10月14日	平成29年4月26日
八代	昭和45年12月25日	昭和48年 3月 4日	平成15年 5月16日
坂本村	昭和48年10月25日	昭和49年 3月30日	平成10年11月10日
千丁町	昭和45年12月25日	昭和47年 9月22日	平成14年 9月30日
鏡町	昭和45年12月25日	昭和46年 9月 2日	平成15年11月12日
東陽村	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 9年12月 3日
泉	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 5年 3月22日

八代(合併後)に統合

農用地区域の地目別面積（令和元年12月31日現在）

（単位：ha）

	農用地				山林 原野	農業用 施設	その他	合計	市域に占める 割合（%）
	田	畑	樹園地	計					
農業振興地域(A)	6,502.5	1,170.6	35.3	7,708.4	10,549.0	29.2	3,394.4	21,681	31.9%
農用地区域(B)	5,876.0	281.7	32.0	6,189.7	13.3	29.2	71.8	6,304	9.3%
(B) / (A) %	90.4%	24.1%	90.7%	80.3%	0.1%	100.0%	2.1%	29.1%	--

（参考）市全域面積 680.24km<sup>2</sup>

（４）農業関係施設

八代市農事研修センター（八代市鏡町内田1339番地1）平成29年度から鏡コミュニティセンターへ移行

事業の種類 農村総合整備モデル事業

事業の目的 農業者はもとより農村地域住民が各種の研修、集会、生活改善等を組織的に推進する。

工期 着工 昭和55年9月15日 竣工 昭和56年9月16日

敷地面積 5,777m<sup>2</sup>

建築面積 鉄筋コンクリート造2階建 1,785.66m<sup>2</sup>

総事業費 368,780千円

財源内訳 国庫補助金 170,545千円、地方債 126,300千円、一般財源 71,935千円

土壌分析診断事業

精密迅速な土壌分析結果に基づきの確な施肥改善策を指導する。

pH・EC・腐植・アンモニア態窒素・硝酸性窒素

置換性石灰・苦土・加里・CEC

有効態リン酸 10項目普通分析

主な分析機器

土壌・作物体総合分析装置

pHメータ、ECメータ

年間処理件数520件 有料 147件

（令和元年度） 無料 373件

- ・市青年農業者クラブ(4H)の活動支援・指導 クラブ員 13名
- ・生活研究グループの活動支援
  - (旧八代) 加工品作り・料理講習会・健康講座・リーダー研修・視察研修・農山漁村フォーラム (5団体 12名)
  - (鏡 町) 加工品作り・リーダー研修・料理講習会・農山漁村フォーラム (2団体 11名)
  - (坂本町) 加工品作り・リーダー研修・郷土料理伝承・視察研修 (4団体 18名)

②深水生活改善センター (八代市坂本町深水い1542番地2)

事業の種類 第二期山村振興農林漁業特別対策事業  
 事業の目的 農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。  
 工 期 着工 昭和57年10月16日 竣工 昭和58年2月8日  
 敷地面積 1,208㎡  
 建築面積 鉄筋コンクリート造平屋建 206.0㎡  
 総事業費 23,000千円  
 財源内訳 国庫補助金 11,500千円、県補助金 2,300千円、地方債 7,500千円、  
 一般財源 1,700千円  
 施設内容 広間・和室・調理室

施設の利用状況 (令和元年度実績)

室	区分	利用回数(回)	割合 (%)	利用人員(人)	割合 (%)
広間		64	70.3	866	69.6
和室		22	24.2	321	25.8
調理室		5	5.5	57	4.6
計		91回(月平均 7回)		1,244人(月平均 104人)	

③鶴喰生活改善センター (八代市坂本町鶴喰2220番地)

事業の種類 第二期山村振興農林漁業特別対策事業  
 事業の目的 農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。  
 工 期 着工 昭和54年11月13日 竣工 昭和55年2月29日  
 敷地面積 876㎡  
 建築面積 鉄骨造平屋建 199.23㎡  
 総事業費 20,700千円  
 財源内訳 国庫補助金 10,350千円、県補助金 2,070千円、地方債 7,500千円、  
 一般財源 780千円  
 施設内容 広間・和室・調理室

施設の利用状況 (令和元年度実績)

室	区分	利用回数(回)	割合 (%)	利用人員(人)	割合 (%)
広間		119	70.8	1,686	61.7
和室		9	5.4	237	8.7
調理室		40	23.8	811	29.6
計		168回(月平均 14回)		2,734人(月平均 228人)	

④久多良木地区多目的集会施設（八代市坂本町百済来下694番地）

事業の種類	第三期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工期	着工	平成5年10月25日	竣工	平成6年3月25日
敷地面積	3,738㎡			
建築面積	鉄筋スレート造平屋建	243.67㎡		
総事業費	45,714千円			
財源内訳	国庫補助金	22,179千円、	県補助金	3,992千円、
	一般財源	2,543千円、		
	地方債	17,000千円、		
施設内容	広間・和室・調理室			

施設の利用状況（令和元年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広間		84	93.3	613	77.8
和室		4	4.5	111	14.1
調理室		2	2.2	64	8.1
計		90回(月平均 8回)		788人(月平均 66人)	

⑤西部地区多目的集会施設（八代市坂本町西部は1896番地）

事業の種類	第三期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工期	着工	平成6年8月31日	竣工	平成7年3月30日
敷地面積	2,030㎡			
建築面積	木造平屋建	281.58㎡		
総事業費	63,944千円			
財源内訳	国庫補助金	26,065千円、	県補助金	4,692千円、
	一般財源	21,271千円		
施設内容	広間・和室・調理室			

施設の利用状況（令和元年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広間		43	61.4	581	54.6
和室		20	28.6	326	30.6
調理室		7	10.0	157	14.8
計		70回(月平均 6回)		1,064人(月平均 89人)	

⑥生活館（八代市坂本町鮎埴い1299番地）

事業の種類	農村地域トータルライフ向上対策事業			
事業の目的	農村地域住民の自主性かつ共同性をいかしながら地域に見合った集落ビジョンの策定及び風土をいかした快適な環境づくりと活力あるまちづくりを総合的に推進する。			
工期	着工	昭和61年12月1日	竣工	昭和62年3月20日
敷地面積	468㎡			
建築面積	鉄骨木造二階建	211.53㎡		
総事業費	46,291千円			



財源内訳 国庫補助金 12,723千円、地方債 23,500千円、一般財源 10,068千円  
 施設内容 ふれあい室、創作活動室、村の歴史館、農産加工室、洗濯室

施設の利用状況（令和元年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
ふれあい室		1	0.8	15	3.2
創作活動室		0	0.0	0	0.0
村の歴史館		0	0.0	0	0.0
農産加工室		107	89.9	445	94.5
洗濯室		11	9.3	11	2.3
計		119回(月平均 10回)		471人(月平均 39人)	

⑦鏡町農産物共同販売所（八代市鏡町内田1339番地1）

事業の種類 単独事業  
 事業の目的 自家で収穫した新鮮でおいしい農海産物及び加工品を消費者に提供し委託販売することで、生産者同士の情報の交換・ふれあいの場をつくり農業経営の改善を図り、町の活性化に寄与することを目的とする。  
 工期 着工 平成13年3月22日 竣工 平成13年5月10日  
 敷地面積 木造平屋建 99.12㎡  
 建築面積  
 総事業費 4,199千円  
 財源内訳 一般財源 4,199千円  
 施設概要 共同販売所『どてかぼちゃ』の名称のもと、町内の特産品を中心に農海産物の販売と加工品を消費者に提供するなどふれあいをとおして町の活性化に寄与する。

⑧東陽農産物加工施設（八代市東陽町1024番地2）

事業の種類 単独事業  
 事業の目的 特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。  
 工期 着工 平成15年8月21日 竣工 平成15年12月10日  
 敷地面積 135.00㎡(建築面積)  
 建築面積 木造平屋建 135.00㎡  
 総事業費 22,221千円  
 財源内訳 一般財源 22,221千円  
 施設内容 加工所、休憩室、ボイラー室、資材室

施設の利用状況（令和元年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加工所		128	100.0	707	100.0
計		128回		707人	

⑨東陽定住センター（八代市東陽町1058番地1）

事業の種類 新農村地域定住促進対策事業  
 事業の目的 農村生活の改善合理化、農村リーダーの育成、農業技術の助言指導及び農産加工品の開発と販路開拓を図る。  
 工期 着工 昭和61年12月12日 竣工 昭和62年5月30日  
 敷地面積 3,136.9㎡  
 建築面積 鉄骨造平屋建 721.64㎡  
 総事業費 104,336千円  
 財源内訳 国庫補助金 42,047千円、県補助金 9,390千円、一般財源 52,899千円  
 施設内容 大研修室、和室、資料閲覧室、調理室、事務室

施設の利用状況（令和元年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
大研修室		106	35.1	3,734	62.4
和室		107	35.4	1,252	20.9
資料閲覧室		82	27.2	863	14.4
調理室		7	2.3	137	2.3
計		302回		5,986人	

⑩泉農林産物流通加工施設（八代市泉町栗木49）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

事業の種類 山村振興農林漁業対策事業  
 事業の目的 特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。  
 工期 着工 平成7年12月4日 竣工 平成8年10月30日  
 敷地面積 1043.5㎡  
 建築面積 鉄骨造平屋建 282.5㎡  
 総事業費 117,000千円  
 財源内訳 国庫補助金 58,500千円、県補助金 10,530千円、一般財源 47,970千円  
 施設内容 加工所、ボイラー室、資材室、休憩室

施設の利用状況（令和元年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加工所		278	100.0	1,946	100.0
計		278回		1,946人	

⑪泉農村研修センター（八代市泉町下岳1700）

事業の種類 第三期山村振興農林漁業対策事業  
 事業の目的 市の農業振興の担い手を養成する活動の拠点として、農業従事者等の研修、食生活の改善及び健康増進等を図る。  
 工期 着工 昭和61年9月30日 竣工 昭和62年2月25日  
 建築面積 鉄骨造平屋建 269.7㎡  
 総事業費 28,540千円  
 財源内訳 国庫補助金 14,270千円、一般財源 14,270千円  
 施設内容 健康増進室、小会議室、調理実習室  
 施設の利用状況（令和元年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
健康増進室		1	2.7	2	1.7
小会議室		1	2.7	12	10.3
調理実習室		35	94.6	103	88.0
計		37回		117人	

（５）担い手育成支援

①新規就農者育成講座

目的 就農から3年程度までの農業者を対象として、農業経営に関する講座による知識・技術の習得により、八代農業の担い手を育成する。  
 設置年月日 昭和43年4月1日（農業青年ゼミナールとして開講）  
 平成24年4月1日（八代農業技術者養成講座に名称変更）  
 研修回数 1回  
 研修内容 国税及び農業者の確定申告等について  
 受講対象者 市内居住の新規就農者及び就農後3年程度の人  
 講師 税務署職員、他  
 受講者実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
参加者数	20	4	3	9	9
(うち女性)	(4)	(0)	(0)	(0)	(1)

（昭和43年開設以降延べ1,293名修了）

②農業後継者育成事業

目的 研修事業や独身男女の交流事業等により総合的に農業後継者を支援育成する。  
 事業主体 八代市農業後継者育成協議会  
 事業費 令和元年度 957千円  
 （八代市負担金 400千円 八代地域農業協同組合負担金 500千円 氷川町負担金 57千円）

③農村女性活動促進事業

目的 担い手女性の農業経営参画、社会参画を通じて、自分の持てる能力を十分発揮できる活動条件整備を目的とする。  
 事業主体 八代市

活動内容 女性農業者講座、農産加工グループ及び直売所活動支援、  
 農業経営・技術研修会への参加、男女共同参画推進、  
 農業女性アドバイザー活動支援、くまもとふるさと食の名人活動支援、  
 家族経営協定の推進支援

家族経営協定締結実績 平成30年度まで 436戸 } 合計446戸  
 令和元年度 10戸 }

④認定農業者の認定及び育成

担い手を支援・育成する団体として、八代市担い手育成総合支援協議会及び八代市認定農業者連絡協議会等があり、経営改善、法人化、農業簿記等の研修や全国・九州担い手サミットへの参加等を通じ、農業者の経営向上を図っている。

・認定農業者の認定

申請された農業経営改善計画については、八代市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の基準に基づき、認定農業者に認定している。

年度別認定件数

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
認定件数	新規	121	28	21	23	17
	再認定	230	285	154	139	250

・八代市担い手育成総合支援協議会

認定農業者の認定促進、担い手の経営改善、農地利用推進、法人化推進等の事業を行っている。

【構成】 JAやつしろ、農業共済組合、認定農業者連絡協議会、農業委員会  
 熊本県、八代市

⑤集落営農組織化支援活動

目的 地域でまとまって集落営農組織を作り、将来的に効率的で安定した経営を行うよう助言、指導する。

令和元年度までの集落営農組織 8組織  
 令和元年度の集落活動支援重点地区 五反田地区、西牟田下地区

(7) 経営所得安定対策実施状況

年度	転作物等										実施農家数	水稻作付面積 超過面積	達成率	水稻作付面積 (B)	水稻作付面積 (A)	合計		
	飼料作物		大豆	い草	トマト	地力増進作物	その他野菜	永年性作物	花き・種苗類 その他豆類等	調整水田							自己保全管理	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha							ha	ha
H21	4,024.0	4,365.4	26.7	7.0	218.0	531.6	70.4	385.5	6.9	117.2	198.3	29.0	268.7			2,179.1		
H22	4,024.0	4,285.3	20.5	5.5	174.8	554.0	57.8	376.7	6.8	67.9	181.0	43.5	315.9			2,315.2		
H23	3,917.0	4,014.8	26.2	2.6	149.1	561.3	32.5	398.1	4.7	106.3	181.0	34.0	256.7			2,481.3		
H24	3,872.0	4,037.5	16.1	2.0	145.7	567.9	28.9	395.7	4.1	70.3	168.5	26.3	263.0			2,422.6		
H25	3,923.5	4,147.9	224.4	2.3	135.2	584.2	31.7	401.7	2.9	70.7	139.5	27.9	254.8			2,258.1		
H26	3,646.0	3,795.9	149.8	3.1	122.4	607.2	29.5	400.9	3.0	57.3	146.7	30.2	284.0			2,352.6		
H27	3,639.0	3,540.4	-98.6	2.8	118.6	610.2	25.4	407.6	3.7	65.4	257.3	187.1	106.7			2,584.7		
H28	3,648.0	3,432.6	-215.4	4.5	108.5	617.4	21.7	423.8	3.9	68.0	186.1	197.1	100.7			2,567.9		
H29	3,646.0	3,441.4	-204.6	3.8	105.8	625.6	21.7	449.6	2.0	53.0	190.4	198.9	138.2			2,713.0		
H30	3,600.0	3,460.9	-139.1	3.6	95.6	638.4	14.4	371.9	3.0	69.3	184.7	206.8	149.2			2,651.2		
R1	3,600.0	3,533.1	-66.9	3.6	88.8	637.1	15.6	432.2	2.6	47.9	178.3	386.8	157.2			2,804.8		

平成21年度以前は「水田農業構造改革対策」

平成22年～平成24年度は「戸別所得補償対策」

平成21年～平成29年は「米の直接支払交付金交付対象者数」

実施農家数

平成30年～「水田活用直接支払交付金交付申請者数」

(8) 主要農作物生産及び家畜家きん飼養羽数の推移

年度	野菜										家畜・家きん										果樹(かんきつ)							
	穀物・いも類		小麦		ばれいしょ		トマト		キャベツ		冬レタス		メロン		イグサ		乳牛		肉用牛		豚		ブロイラー		晩白柚		計	
	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t
H21	4,370	21,900	115	132	110	2,670	447	37,241	186	7,097	103	2,830	228	4,286	811	11,597	91	3	127	7	151	4	83	2	49	800	127	1,801
H22	4,350	21,800	125	143	121	2,810	454	43,670	180	6,233	115	3,890	213	3,377	728	9,327	95	3	72	7	231	4	83	2	49	630	124	1,394
H23	4,210	21,100	142	453	143	3,560	454	52,400	229	8,203	142	5,150	180	4,648	682	7,843	116	3	59	6	156	4	83	2	49	650	123	1,490
H24	4,210	21,400	156	395	142	3,730	458	49,000	255	8,827	145	5,000	140	2,822	693	8,601	156	3	22	5	115	4	85	2	49	670	118	1,540
H25	4,330	21,900	146	405	145	3,680	449	54,400	283	10,830	154	5,280	100	3,500	661	9,583	160	3	54	7	118	4	85	2	49	680	110	1,506
H26	4,280	21,800	191	598	143	3,930	470	56,720	291	10,830	153	5,430	90	3,150	601	8,233	166	3	57	5	86	4	78	2	49	690	110	1,514
H27	4,150	20,500	203	443	133	3,790	496	58,210	296	10,710	159	4,710	85	2,975	567	6,294	165	3	17	3	67	2	78	2	51	500	113	1,278
H28	4,030	21,300	214	379	130	3,380	494	61,060	274	9,158	146	5,410	80	2,800	517	6,721	156	3	24	4	34	2	78	2	51	530	114	1,307
H29	4,000	21,400	194	438	143	3,800	500	58,890	288	8,252	163	5,300	71	2,324	470	6,956	129	3	25	4	13	1	78	2	51	620	114	1,433
H30	3,980	21,400	205	473	128	3,380	506	67,750	259	9,500	173	6,160	71	2,640	443	6,156	130	3	27	4	0	0	78	2	51	650	113	1,534

農業振興課調べ

(9) 農業基盤整備事業

国営土地改良事業

ア 国営かんがい排水事業

地区名 八代平野地区  
 事業年度 国 営 昭和39年度～同48年度  
 県 営 昭和41年度～同56年度  
 団体営(土地改良区) 昭和45年度～昭和60年度  
 事業量 頭首工 1カ所 用水路工 35,000m 排水路工 4,000m  
 水利計画 取水量 25トン (1秒間につき)  
 うち農業用19.5トン(球磨川北岸15.5トン、同南岸4.0トン)、  
 工業用 5.5トン  
 受益面積 6,340ha  
 うち旧八代市3,783ha(球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha)、  
 旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha  
 受益農家数 6,068戸  
 うち旧八代市3,665戸、旧千丁町664戸、旧鏡町1,314戸、  
 旧宮原町 425戸

事業費

(単位：千円)

種 別	全 体	共同事業	内 訳		
			工 業	農 業	
				かんがい排水	災害復旧
国営事業	4,144,607	1,401,000	585,618	493,152	322,230
うち頭首工	1,178,000	1,198,000	500,764	421,696	275,540
うちかんがい排水工	2,966,607	203,000	84,854	71,456	46,690
県営事業	10,310,265				
団体営事業	606,996				
うちかんがい排水工	606,996				
合 計	15,061,868	1,401,000	585,618	493,152	322,230

事業費 国 営 国 58% 県 21% 受益者 21%  
 負担割合 県 営 国 50% 県 25% 受益者 25%  
 団体営 国 55% 受益者 45%  
 受益者負担 完工払い 負担額の20%、融資による年賦払い 80%  
 金の支払い  
 融資金の 国 営 17年 (据置2年)  
 償還期限 県 営 20年 (据置5年)  
 団体営 15年

イ 国営造成土地改良施設整備事業

地区名 八代平野地区  
 事業年度 昭和62年～平成2年  
 事業量 頭首補強工 1式 ゲート補修 10門 幹線用水路補修  
 受益面積 6,340ha  
 うち旧八代市3,783ha (球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha)、  
 旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha  
 事業費 784,234千円

ウ 国営耐震対策一体型かんがい排水事業

地区名 八代平野地区  
 事業年度 平成30年度～令和12年度(予定)  
 事業量 頭首工(改修・耐震化)1箇所 導水路(改修・耐震化)0.5km  
 幹線用水路(改修)33.6km 排水機場(新設)2箇所  
 排水路(新設・改修)5.8km 水管理施設(新設)1式  
 受益面積 5,448ha(八代市5,425ha、氷川町23ha)  
 受益者数(人) 7,443(うち個人有7,192 共有240 法人有10 公有1)  
 事業概算額 376億8500万円(うち農業関係事業費358億5200万円)  
 (消費税及び地方消費税10%込み)

種別	農業関係事業費35,852(単位:百万円)				
	国	県	八代市	氷川町	受益者
国営事業	25,056	7,557	2,692	17	530

負担割合 国69.89% 県21.08% 市7.51% 氷川町0.05% 受益者1.48%  
 負担金 完工払い

その他の整備事業

【本庁】

県営排水対策特別事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
第二郡築地区	H 25 ~ R2	311.0ha	排水機場工 (横軸斜流 Ø1,650mm × 350kw × 4台)	2,822,000千円
竜西地区	H 22 ~ 26	119.7ha	排水路工 L=5,907m	514,000千円

県営水利施設等保全合理化事業(農地集積促進型)

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
古閑浜地区	H 30 ~ R4	63.6ha	排水機場工 1式 排水路工 L=1,328m	1,042,000千円

県営湛水防除事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
金剛地区	H 30 ~ R6	201.6ha	排水機場工 1式	1,770,000千円

県営基幹水利施設補修事業(ストックマネジメント事業)

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築地区	H 25 ~ R2	612.6ha	主ポンプ設備補修 3台 主エンジン更新 3台 電気設備更新 一式	1,146,000千円

県営経営体育成基盤整備事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
昭和地区	H 25 ~ R1	341.7ha	用水路工 L=20,400m 排水路工 L=12,300m 暗渠排水 A=15.7ha 道路工 L=6,100m 排水機場 一式	4,407,000千円

非補助土地改良融資事業(かんがい排水・農道)

目的 八代平野の農業振興地域は、干拓により造成された低平地で地下水位が高く、耕作条件の改善や農地の汎用化を図るため、道路や排水路等の農業用施設の基盤整備に係る工事資金を日本政策金融公庫から融資を受けて実施する。

事業主体 八代市

実施期間 昭和53年度～

財源 日本政策金融公庫からの融資を八代市土地基盤整備連合(JA事務局)が借入主体となり、市に分担金として納入し、次年度以降、市が償還金を全額補助する。

償還期間 15年(5年据え置き)

項目	年度							合計
	H26まで	H27	H28	H29	H30	R1		
事業費(千円)	5,998,752	89,400	91,820	95,100	97,947	99,398	6,472,417	
路線数	449	8	8	8	7	8	488	
延長(m)	118,823.7	2,041.0	1,740.0	1,543.6	1,528.6	1,593.6	127,270.5	
受益面積(ha)	2,963.8	36.0	18.0	23.0	23.1	20.9	3,084.8	



団体営農業農村整備事業(農地耕作条件改善型)

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
団体営農業農村整備事業	日奈久新開東割	H27	10.6	58,500	排水路工	L=1064.5m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開東割2	H28	18.3	32,000	排水路工	L=513m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町塘添上	H29~H30	4.9	55,800	排水路工	L=970m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町4	R2~R3	2	16,000	排水路工	L=430m

団体営農業農村整備事業(農業水路等長寿命化・防災減災型)

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町	H30	2.0	13,000	排水路工	L=214.6m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町2	H31	4.6	7,600	排水路工	L=213.0m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町塘添下	H31~R3	9.4	60,000	排水路工	L=1300.0m

【千丁支所】

○県営事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
湛水防除業	八代新地区	H12~18	132.0	554,590	排水機場工 導水路工 排水ポンプ 吐出量(全体)	1カ所 L=867m φ900mm 4機 6.7m <sup>3</sup> /s
排水対策特別事業	八代新地区	H12~18	72.0	270,200	排水路工	L=1,759.6m
排水対策特別事業	新牟田地区	H17~23	190.0	1,417,700	排水路工 排水機場工 排水ポンプ 吐出量(全体)	L=750m 1カ所 φ1800mm 4機 28m <sup>3</sup> /s
排水対策特別事業	東牟田地区	H19~24	27.0	366,000	排水路工 排水機場工 排水ポンプ 吐出量(全体)	L=210m 1カ所 φ700mm 2機 1.5m <sup>3</sup> /s
排水対策特別事業	第二東牟田地区	R4 (予定)	62.8	470,000	排水路工 排水機場工 排水ポンプ 吐出量(全体)	L=640m 1カ所 φ800mm 2機 2.4m <sup>3</sup> /s

※ 新牟田地区の排水機場は、県土木とのアロケ事業として1/4を県土木部が負担。

※ 東牟田地区は平成18年度調査、平成19年度採択。

※ 第二東牟田地区は、東牟田地区の進捗及び河川の築堤と県道改良事業の進捗を考慮し、採択申請を行う。

【鏡支所】

県営事業

事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容	
経営体育成基盤整備事業	一般	鏡町塩浜	H24～R2	61.8	130	529,000	排水路 L=5.7km 農道 L=1.0km 客土 25.0ha 暗渠 18.9ha
		野 崎	H25～R2	164.4	105	799,000	排水機場 1力所 排水路 L=6.0km 農道 L=1.3km 客土 36.3ha 暗渠 12.5ha
		両 出	H26～R3	166	179	1,289,000	排水路 L=9.2km 用水路 L=13.7km 農道 L=6.7km 客土 24.9ha 暗渠 9.0ha
		貝 洲	H28～R3	23.7	51	455,000	区画整理 23.7ha
	担い手支援	新屋敷	H18～22	23	46	220,000	排水路 2,900m 農道 1,400m 客土 6.0ha 暗渠 6.8ha
		第二西区	H18～23	40	56	490,000	排水路 2,964.5m 農道 2,626.2m 客土 17.4ha 暗渠 27.3ha
事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容	
湛水防除事業	野 崎	H25～R2	164.4	114	695,300	排水機場 1力所	

団体営農業農村整備事業(農地耕作条件改善型)

事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	事業費(千円)	事業内容
団体営農業農村整備事業	下村・内田	H28	13.9	64,900	排水路工 L=1,255m
団体営農業農村整備事業	下村・内田2	H29	2.1	14,900	排水路工 L=442m
団体営農業農村整備事業	下村・内田3	H30～R2	13.4	68,800	排水路工 L=1,331m

( 1 0 ) 農業委員会  
農業委員会定数

区 分	定数 (人)	備 考
農 業 委 員	19	八代市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例
農地利用最適化推進委員	29	
計	48	

農地移動状況

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )
法第3条	所有権	53	176,170	61	203,064	79	346,856	47	163,406	61	179,070
	使用貸借	0	0	2	30,417	0	0	0	0	1	597
	賃借権	3	12,540	1	1,725	0	0	1	5,561	0	0
法 第 4 条		44	24,725	32	13,563	42	27,526	23	10,800	22	27,836
法第5条	所有権	131	96,099	145	115,827	160	127,995	167	139,421	137	122,689
	賃借権 使用貸借	29	17,601	29	29,458	39	71,745	51	49,637	31	27,293
法第18条6項		141	1,013,271	161	932,238	225	#####	167	865,161	151	514,588
その他	許可不要 転用届	15	10,793	58	19,835	55	34,484	37	12,736	57	15,544
	時効取得	30	45,415	11	10,143	13	10,418	22	21,409	46	26,750
計		446	1,396,614	500	1,356,270	613	#####	515	1,268,131	506	914,367

法第3条は、区分地上権を除く

転用状況

区分	種 別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		筆数・件数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数・件数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数・件数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数・件数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数・件数	面積(m <sup>2</sup> )
地 目 別	田	267 筆	132,389	269 筆	113,906	349 筆	196,133	326 筆	179,320	254 筆	140,948
	畑	92	26,972	108	44,942	118	31,133	89	20,538	99	36,670
	計	359	159,361	377	158,848	467	227,266	415	199,858	353	177,618
目 的 別	住宅用地	149 件	91,484	122 件	81,041	147 件	100,162	167 件	97,340	135 件	84,505
	工業用地	18	23,289	20	38,241	27	29,986	25	43,234	9	15,372
	公共用地	5	5,472	2	3,962	3	881	4	5,176	6	8,298
	その他の用地	49	39,116	62	35,604	64	96,237	45	54,108	40	69,443
	計	221	159,361	206	158,848	241	227,266	241	199,858	190	177,618

一時転用を除く

### 3 林 業

#### (1) 概要

林業経営体数  
林家数 114戸

土地利用状況

土地面積 (ha)	林野面積 (ha)				林野比率 (%)
	計	国有林	民有林		
			公有林	私有林	
68,136	50,059	9,868	1,810	38,381	73

資料:熊本県林業統計要覧(平成29年度版)

民有林林種樹種別面積

ア 人工林 (単位:ha)

スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	計
17,351.67	9,189.47	355.58	234.91	148.11	27,279.74

イ 天然林 (単位:ha)

マツ	クヌギ	広葉樹等	その他	計
5.18	16.05	12,222.03	43.18	12,286.44

ウ 未立木地等 (単位:ha)

未立木地	更新困難地	竹林	特殊林	計
207.06	106.80	301.59	9.39	624.84

造林種別実績(民有林) (単位:ha)

再 造 林	拡大造林	複 層 林	計
71	0	0	71

除間伐実績(民有林) (単位:ha)

国庫補助事業	県有林事業	治山事業	針広混交林化促進事業	融資	自力等	計
113	0	9	54	0	60	236

資料:熊本県林業統計要覧(平成29年度版)

#### (2) 林道

林道及び作業道は、多面的機能を有する森林の適切な整備、保全を図り、効率的な林業経営や農山村地域の振興のために必要不可欠な基盤施設である。

林道整備 (単位:路線、m)

全幅5.0m以上		4.0m以上~5.0m未満		全幅4.0m未満		計	
路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
3	39,574	27	124,371	39	102,835	69	266,780

資料:八代市林道台帳

R2.4.1

作業道現況

路線数 589路線  
延長 488,380m

資料:熊本県林業統計要覧(平成29年度版)

( 3 ) 緑の少年団

次代を担う子どもたちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、野外活動を通じて、自然や人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、子どもが主体となった地域の緑化推進団体。

少年団の構成

( 令和2年4月現在 )

少年団名		八代ナザレ園 緑の少年団			東陽小学校 緑の少年団			泉わくわく 緑の少年団			泉蜂の子 緑の少年団			八竜 緑の少年団		
学校名等		八代ナザレ園			東陽小学校			泉小学校			泉第八小学校			八竜小学校		
役員	会長	0名			1名			1名			1名			1名		
	指導員	1名			1名			1名			1名			1名		
団員数		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	~3年生	4	1	5	19	13	32	8	9	17	1	1	2	11	22	33
	4年生	1	3	4	6	6	12	1	2	3	0	1	1	7	7	14
	5年生	2	1	3	6	8	14	3	4	7	1	1	2	4	2	6
	6年生	0	1	1	3	5	8	3	4	7	1	0	1	5	5	10
	合計	7	6	13	34	32	66	15	19	34	3	3	6	27	36	63

主な活動内容

- ア 年間活動（他の団体と活動する行事）
  - 「緑の募金」街頭募金活動（9月）、全県緑の少年団交流集会（8月）、緑化啓発イベント（12月）
- イ 自主活動行事（各少年団ごとに行う活動行事）
  - 学習活動、奉仕活動、野外活動（レクリエーション等）

#### (4) 八代産材利用促進事業

##### 事業目的

森林整備と木材利用を図るため、八代産材を使用した、建築主自らが居住する木造住宅の新築、改築、増築又はリフォーム（以下「新築等」）を行う場合に、その経費の一部を助成するものであり、八代産材の需要拡大と、木材関連産業等の振興を図るとともに、八代市の林業の活性化及び森林の健全化を促進する。

##### 施行年月日

平成 21 年 4 月 1 日

##### 対象者

- ア 補助対象住宅の建築主であること。
- イ 市内に住所を有する者（新築等に伴い、市内に転入する者を含む。）
- ウ 市税等の滞納がない者

##### 対象住宅

- ア 建築主自らが居住するために新築等をする木造住宅で、市内において建築されるものであること。
- イ 新築等に当たり、八代産材を 80%以上使用していること。
- ウ 市内の事業者による施工であること。
- エ 新築においては、八代市産の畳を 6 畳以上使用していること。
- オ 契約を締結した日から 60 日以内かつ、棟上げ前に申請すること。
- カ 原則として、交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、実績報告ができるものであること。

##### 補助額

補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。（その数に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、新築にあつては 20 万円、増築、改築又はリフォームにあつては 10 万円を限度額とする。

- ア 新築、改築及び増築の場合  
補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に 4,000 円を乗じて得た額
- イ リフォームの場合  
補助対象住宅のリフォームに係る 1 立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に 1 万円を乗じて得た額

##### 事業費

令和元年度 285 万円

##### 財源内訳

市：285 万円

##### 事業実績

申請件数： H27(17), H28(13), H29(21), H30(12), R1(21)

## (5) 森林経営管理事業

### 事業目的

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者自らが適切に経営・管理できない森林については、市が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ新たな森林経営管理制度の下、森林所有者の経営意欲低下や所有者不明森林の増加など森林資源が適切に管理されていないといった課題を解決し、森林の経営管理を持続的に行い国土保全に寄与する。

### 施行年月日

平成31年4月1日

### 対象者及び施設

- ・市民及び森林所有者、林業事業者等
- ・民有林及び林道関連施設

### 事業内容

森林環境譲与税を財源として、森林所有者への経営管理に関する意向調査を概ね15年程度で完了させ、調査の結果、所有者自ら経営管理できない森林は、意欲と能力のある林業経営者や市が管理を行っていく。また、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業を行う。

#### (令和2年度の主な事業)

- ・所有者意向調査委託(泉町仁田尾地区、東陽町、坂本町) 担い手対策、森林シカ被害対策、苗木対策等を行う協議会の設立、林道除草委託、林道・作業道の修繕、シカ防護柵修繕、法面保護工事、作業道開設補助、木質バイオマス利活用推進

### 事業費

令和2年度：81,384千円

### 財源内訳

市：81,384千円(森林環境譲与税 見込み額：82,000千円)

## 4 水産業

### (1) 概要

海面・内水面漁協組合員数等

漁協名	組合員数(人)			漁業経営体数	漁船数(隻)			
	正	准	計		動力船	無動力船	総数	
海面	鏡町	50	278	328	39	122	-	122
	千丁	24	65	89	12	29	-	29
	昭和	35	111	146	15	30	-	30
	八代	112	118	230	79	161	-	161
	日奈久	24	3	27	16	17	-	17
	二見	24	5	29	20	17	-	17
	計	269	580	849	181	376	-	376
内水面	球磨川	1,059	30	1,089	-	-	-	-
	郡築内水面	151	0	151	-	-	-	-
	八代南部内水面	48	0	48	-	-	-	-
	氷川	200	0	200	-	-	-	-
	計	1,458	30	1,488	-	-	-	-

出典:令和元年版熊本県の水産

組合員数:平成30事業年度末、漁船数:令和元年12月末

漁業経営体数:平成30年11月1日現在

養殖漁業・生産量

項目		経営体数	生産量	摘要
海面	アオノリ	13	444.5 kg	八代漁協、鏡町漁協、二見漁協
	カキ	15	20.0 t	鏡町漁協

出典:漁協総会資料、漁協聞き取り

(平成30年度末現在)

魚種別漁獲量

単位:t

魚種 \ 年度	26	27	28	29	30
このしろ	89	33	63	62	60
しらす	-	3	1	1	1
ひらめ	9	9	7	9	8
かれい類	3	3	3	2	2
たちうお	4	2	2	3	4
くろだい・へだい	11	8	7	7	9
すずき類	9	9	12	8	7
くるまえび	0	0	0	0	0
その他のえび類	1	1	1	0	0
がざみ類	11	8	9	12	10
あさり類	4	4	1	14	55
いか類	25	12	13	10	10
たこ類	14	15	14	11	16

出典:農林水産省 海面漁業生産統計調査

(平成30年度末現在)



## 5 商 業

### (1) 商店数の推移

年度	市町村名	商 店 数 ( 店 )		従 業 員 数 ( 人 )		年 間 販 売 額 ( 万円 )			
		卸売	小 売	卸 売	小 売	卸 売	小 売	総 数	
H14	旧八代市	330	1,389	1,719	7,556	10,207	12,375,989	10,226,177	22,602,166
	旧坂本村	2	61	63	202	206	X	X	X
	旧千丁町	35	70	105	268	487	732,362	434,631	1,166,993
	旧 鏡 町	51	225	276	956	1,345	2,383,096	1,180,720	3,563,816
	旧東陽村	1	21	22	67	70	X	X	X
	旧 泉 村	2	48	50	103	106	X	X	X
	計	421	1,814	2,235	9,152	12,421	15,501,093	12,118,015	27,619,108
H16	旧八代市	336	1,361	1,697	7,571	10,178	11,810,900	10,746,400	22,557,300
	旧坂本村	3	57	60	181	187	7,800	140,600	148,500
	旧千丁町	34	68	102	243	420	625,000	305,500	930,500
	旧 鏡 町	50	213	263	837	1,198	1,505,000	1,064,300	2,569,200
	旧東陽村	2	22	24	62	68	X	X	84,400
	旧 泉 村		61	61	125	125		64,600	64,600
	計	425	1,782	2,207	9,019	12,176	13,963,530	12,391,004	26,354,534
H26	八代市	342	1,055	1,397	6,242	8,614	11,473,300	10,612,900	22,086,200

「X」は、その数字に該当する値が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。  
なお、秘匿数字が推計できる場合は、値が3以上でも「X」で秘匿している。

商業統計調査

(2) 中小企業金融対策

八代市中小企業融資制度

(令和2年3月31日現在)

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	令和元年度		
							貸付枠(預託額) 〔累計出損額〕	件数 (残件数)	金額 (貸付残額)
八代市小口資金 融 資 制 度	市内に1年以上引き続き住所 又は、事務所、店舗、工場を 有する従業員20人以下の企業 で市税を完納しているもの	(1) 事業経営に必要な 資金	1企業 1,000万円 以内	30カ月 45カ月 60カ月	年2.00% 年2.10% 年2.20%	年0.45%~1.25%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.225%~0.625%	1,967,500千円 〔78,700千円〕	14件 (57件)	47,700千円 (119,158千円)
八代市中小企業 安 定 資 金 制 度 経 営 特 別 融 資 制 度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 事業経営に必要な 資金	1企業 1,500万円 以内	3年以内 5年以内 7年以内	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年0.25%~1.70%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.125%~0.85%	1,455,000千円 (485,000千円)	21件 (116件)	134,000千円 (345,169千円)
八代市中小企業 大 規 模 小 売 店 別 対 策 特 別 融 資 制 度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること ウ 大規模小売店の新設、増 床、営業時間変更又は倒 産等により影響を受ける こと	(1) 事業経営に必要な 資金	1企業 1,500万円 以内	6年以内	年1.90%	年0.45%~1.90%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.225%~0.95%	0千円 (0千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市中小企業 設 備 近 代 化 資 金 制 度 融 資 制 度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 店舗の新築、改 築、改造等の施 設整備資金 (2) 機械器具、装置 等の購入資金	1企業 8,000万円 以内	5年以内 7年以内 10年以内	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年0.45%~1.90%で 協会が定めた料率	24,000千円 (8,000千円)	0件 (2件)	0千円 (20,192千円)

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	令和元年度		
							貸付枠（預託額） 〔累計出損額〕	件数 (残件数)	金額 (貸付残額)
八代市中小企業高度化資金融資制度	(1) 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、協同組合連合会及び企業組合 (2) 商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び同連合会	(1) 工場、店舗等の集約化又は協業化資金 (2) 協同事業としての建築物施設の増築、増設等資金又は土地の造成、購入等資金 (3) 市長が特に認められた組合（連合会）事業資金	1組合 (連合会) 2億円以内	10年以内	年1.75%		2,000千円 (1,000千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市中小企業団 thể 合理化資金融資制度	(1) 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団 thể (2) 商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び同連合会 (3) (1)及び(2)の構成員が市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること イ市税を完納していること	(1) 経営の合理化、近代化資金	1団 thể 1億円以内 1構成員 1,000万円以内	7年以内	年1.75%	年0.45%~1.90% で定めた保証料 が必要な場合が あります。	0千円 (0千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市企業誘致特別資金融資制度	本市に進出する先端技術を有する製造業で、本市での投資資本（土地家屋及び設備に係るもの）1億円以上の企業	(1) 運転資金 (2) 設備資金	1企業 2億円以内 (但し、投資資本の3分の2を限度とする)	10年以内	各金融機関の所定の利率		0千円 (0千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市中小企業勤労者特別資金融資制度	(1) 本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者 (2) 中小企業基本法に規定する中小企業その他市長が認める事業所に引き続き1年以上勤務している者 (3) 市税を完納している者	(1) 生活資金全般	1勤労者 150万円以内	5年以内	年2.7%		3,000千円 (1,000千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)

(3) やつしろハーモニーホール

( 指定管理者制度導入・H19 年度～ )

( ネーミングライツ制度導入・R2 年度 5 月～ 愛称：桜十字ホールやつしろ )

やつしろハーモニーホール ( 八代市新町 5 番 20 号 )

工 期 着工 平成 9 年 11 月 25 日 竣工 平成 12 年 3 月 23 日

開 館 平成 12 年 6 月 1 日

敷地面積 16,602.39 m<sup>2</sup>

建築面積 3,809.769 m<sup>2</sup> ( うち床面積 2,600.57 m<sup>2</sup> )

延床面積 6,101.475 m<sup>2</sup>

建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階

1 階 多目的ホール、情報コーナー、喫茶コーナー、楽屋、事務室

2 階 市民ホール、練習室、スタジオ、録音調整室

3 階 大会議室 A・B、中会議室、研修室、第 1・2・3 小会議室、和室

駐 車 場 228 台

総 工 費 約 2,895,000 千円

財源内訳 国庫補助金 700,000 千円 地方債 1,650,000 千円

一般財源 545,000 千円

事 業 貸施設

多目的広場 ( ハーモニーホールに隣接して整備 )

工 期 平成 5 年度～平成 9 年度 ( 工事は平成 8 年度～平成 9 年度 )

敷地面積 6,000 m<sup>2</sup>

総 工 費 約 234,000 千円

財源内訳 国庫補助金 78,000 千円 地方債 117,000 千円

一般財源 3,900 千円

構 造 物 トイレ、ウォーターカーテン、せせらぎ水路、パーゴラ、ベンチ、その他 ( タイル舗装、植栽、車止め、照明灯 )

使 用 料 ( 令和元年 10 月 1 日改定 )

( 円 )

施 設 名	( 午前 ) 9:00～12:00	( 午後 ) 13:00～17:00	( 夜間 ) 18:00～22:00	( 全日 ) 9:00～22:00	時間外 1 時間当たり
市民ホール	8,800	11,760	11,760	32,320	3,300
市民ホール(舞台のみ)	3,300	4,400	4,400	12,100	1,100
楽屋 1・2・3・4	650	870	870	2,410	210
練習室	1,630	2,200	2,200	6,030	530
スタジオ	970	1,310	1,310	3,610	310
大会議室 A・B	1,750	2,300	2,300	6,360	530
中会議室	1,410	1,860	1,860	5,150	430
第 1・第 2 小会議室	1,410	1,860	1,860	5,150	430
第 3 小会議室	1,200	1,630	1,630	4,490	430
和室	1,750	2,300	2,300	6,360	530
研修室	1,630	2,200	2,200	6,030	530
多目的ホール	4,400	5,810	5,810	16,040	1,410
多目的広場	2,200	2,960	2,960	8,120	1,100

## 備考

- 1 時間外とは、午前 9 時以前、午後 0 時から午後 1 時まで、午後 5 時から午後 6 時まで及び午後 10 時以降をいう。
- 2 午後 0 時から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までについては、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあつては午後 0 時から午後 1 時までについて、午後から夜間まで連続して利用するときにあつては午後 5 時から午後 6 時までについて、それぞれ使用料を徴収しないものとする。
- 3 物品等の販売又は営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合の使用料は、上記使用料の 10 割増とする。
- 4 物品等の販売又は展示を目的とする場合の利用は、多目的ホール及び多目的広場に限るものとする。
- 5 楽屋 1・2・3・4 の利用は、市民ホール又は市民ホール(舞台のみ)の利用者に限り、許可するものとする。
- 6 前項の場合において、市民ホールの利用者からは、楽屋 1・2・3・4 の使用料は徴収しない。

## 令和元年度 やつしる八ーモニール利用状況

施設	使用可能日数 (A)	使用日数 (B)	使用率 (B/A)	使用可能回数 (C)	使用回数				合計(D)	回転率 (D/C)	使用件数 (E)	入場者数	稼働率 (E/A)
					午前	午後	夜間	回					
	日	日	%	回	回	回	回	回	%	件	人	%	
市民ホール	340	208	61.2	1,020	147	171	150	468	45.9	267	60,264	78.5	
多目的ホール	340	309	90.9	1,020	289	237	177	703	68.9	382	57,940	112.4	
練習室	340	309	90.9	1,020	215	193	260	668	65.5	426	26,924	125.3	
スタジオ	340	175	51.5	1,020	56	63	139	258	25.3	211	23,305	62.1	
大会議室A	340	305	89.7	1,020	248	292	160	700	68.6	436	14,123	128.2	
大会議室B	340	292	85.9	1,020	230	279	142	651	63.8	388	10,283	114.1	
中会議室	340	297	87.4	1,020	197	280	156	633	62.1	454	3,988	133.5	
小会議室1	340	312	91.8	1,020	134	272	202	608	59.6	471	4,261	138.5	
小会議室2	340	294	86.5	1,020	137	252	146	535	52.5	418	7,857	122.9	
小会議室3	340	325	95.6	1,020	222	297	220	739	72.5	595	4,488	175.0	
和室	340	227	66.8	1,020	149	274	97	520	51.0	293	9,050	86.2	
研修室	340	279	82.1	1,020	176	260	132	568	55.7	410	549	120.6	
広場	312	91	29.2	762	87	61	42	190	24.9	93	17,075	29.8	
合計	4,392	3,423	77.9	13,002	2,287	2,931	2,023	7,241	55.7	4,844	240,107	110.3	

## 6 工 業

### ( 1 ) 分類別製造事業数

現況 (平成28年経済センサス-活動調査：従業者4人以上)

分 類	事 業 所 数		従 業 員 数		製 造 品 出 荷 額	
	実 数 ( 所 )	構 成 比 ( % )	実 数 ( 人 )	構 成 比 ( % )	実 数 ( 万 円 )	構 成 比 ( % )
食 料 品	40	20.7	1,364	18.4	3,296,231	13.4
飲 料	9	4.7	164	2.2	1,927,769	7.8
織 維	14	7.3	184	2.5	98,641	0.4
木 材	15	7.8	132	1.8	244,271	1.0
家 具	2	1.0	22	0.3	x	-
パ ル プ ・ 紙	9	4.7	949	12.8	7,076,170	28.7
印 刷	5	2.6	59	0.8	49,564	0.2
化 学	6	3.1	264	3.6	1,372,724	5.6
石 油 ・ 石 炭	2	1.0	39	0.5	x	-
プ ラ ス チ ッ ク	9	4.7	598	8.1	1,807,896	7.3
ゴ ム 製 品	3	1.6	31	0.4	20,759	0.1
皮 革	-	-	-	-	-	-
窯 業 ・ 土 石	17	8.8	254	3.4	448,302	1.8
鉄 鋼	5	2.6	123	1.7	244,270	1.0
非 鉄 金 属	-	-	-	-	-	-
金 属 製 品	23	11.9	1,464	19.8	3,835,211	15.6
は ん 用 機 器	1	0.5	4	0.1	x	-
生 産 用 機 器	8	4.1	509	6.9	1,348,484	5.5
業 務 用 機 器	2	1.0	91	1.2	x	-
電 子 部 品	2	1.0	310	4.2	x	-
電 気 機 器	3	1.6	96	1.3	186,600	-
情 報 通 信 機 器	-	-	-	-	-	-
輸 送 用 機 器	8	4.1	609	8.2	2,106,579	8.6
そ の 他	10	5.2	128	1.7	172,442	0.7
総 計	193	100.0	7,394	100.0	24,624,130	100.0

( 小数点以下2位を四捨五入 )

年別推移

年 度	事業所数（所）		従業者数（人）		製造品出荷額（万円）	
		前年対比 （％）		前年対比 （％）		前年対比 （％）
H22	192	97.5	6,911	100.6	21,641,940	105.3
H23	182	94.8	6,961	100.7	21,471,318	99.2
H24	183	100.5	7,098	102.0	23,378,784	108.9
H25	173	94.5	7,012	98.8	22,928,829	98.1
H26	167	96.5	6,769	96.5	24,068,616	105.0
H28	193	115.6	7,394	109.2	24,624,130	102.3

（小数点以下2位を四捨五入）

（２）八代市企業振興促進条例（要旨）

設置目的 市内に工場等を投資する民間事業者に対し、奨励措置及び便宜の供与を行い、もって本市産業の振興と雇用機会の拡大に寄与する。

奨励措置（適用工場）の基準

- 1．投下固定資産総額（土地、家屋、償却資産）が、事業の用に直接供するもので、1億円以上（中小企業者にあつては2,000万円以上）かつ以下のいずれかの要件を満たすもの  
増加市民雇用数5名以上（中小企業にあつては2名以上）  
地域経済牽引事業計画の県知事の承認を受けたもの  
事業所の労働生産性が年平均3%以上向上するもの
- 2．対象業種並びに地域指定  
（ア）製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業など  
（イ）（ア）の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設  
（ウ）不動産業者等が（ア）のために建設、取得する施設（立地決定済みのものに限る）

奨励措置内容

固定資産税の減免（対象基準 又は を満たすもの）

固定資産税の減免の期間は、適用工場の操業開始後その投資に係る投下固定資産に対し、初めて固定資産税が賦課される年度から適用する。

固定資産税の減免の額は、前項の固定資産に対して賦課される固定資産税の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額とする。

区分	減免率
初年度	100/100
2年度	100/100
3年度	100/100
4年度	50/100
5年度	50/100

操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上



の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合は、操業開始以後3年以内を取得した固定資産も「投資に係る投下固定資産」とみなし減免する。

工場等建設補助金（対象基準を満たし、かつ下記の条件を満たすもの）適用工場のうち、投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が1億円以上の工場等に対し、次の表により算出した額を工場等建設補助金として交付する。

ア 投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
1億円以上	10人未満	投下固定資産総額×1%（土地代を除く）
	10人以上 40人未満	投下固定資産総額×2%（土地代を除く）
	40人以上	投下固定資産総額×3%（土地代を除く）
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額×5%（土地代を除く）

イ 操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上の製造業の適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額×5% （土地代を除く） （操業開始から3年以内の分も含む）

用地取得等補助金

（対象基準を満たし、かつ投下固定資産総額1億円以上のもの）

ア 投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合、土地の取得価格の30/100

イ 工場等を賃借する場合、敷金等を除く1年間の賃借料の1/2

雇用奨励金（対象基準を満たすもの）

新規雇用者（正社員）1人につき、50万円

新規雇用者（正社員以外）1人につき、30万円

補助金の限度額

奨励措置（固定資産税の減免を除く）の合計額の上限額は、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

投下固定資産総額	新規雇用者数	補助金の限度額
1億円未満	10人未満	5,000万円
1億円以上	10人未満	1億円
	10人以上 40人未満	2億円
	40人以上	3億円
20億円以上	100人以上	6億円

便宜の供与 適用工場の投資に必要な資料を提供すること。  
 用地の取得、労務の充足、輸送施設の整備、その他の適用工場の投資のために必要な事項につき、援助及び協力を行うこと。

(3) 八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金

設置目的 情報通信関連産業の立地促進及び雇用機会の拡大を図り、本市の経済活性化に資することを目的とする。

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

奨励措置（適用事業所）の基準

対象業種

ア 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示 405 号）に掲げる情報通信業

イ コールセンター事業

ウ サテライトオフィス

事業所の開設にかかる投下固定資産額及び投下リース資産額の合計が 100 万円以上であること。

事業所開設時点の新規雇用者が 3 人以上であること。

奨励措置内容

設備投資補助金

事業所の開設に要した投下固定資産額の 1/3 を補助。（限度額 1 億円）

事業所賃借料補助金

事業所開設後、1 年目から 3 年目までに要した、事業所の年間賃借額（敷金等除く）及び投下リース資産費用の 1/2 を補助。（事業所の年間賃借額については、月額賃借料 1 坪当り 1 万円を上限）

専用通信回線等補助金

事業所開設後、1 年目から 3 年目までに要した専用通信回線等利用料の 1/2 を補助。（年間上限 200 万円） クラウドサービス利用料含む

雇用促進補助金

次に掲げる期間に雇用され当該期間において純増した新規雇用者で、常時正社員として雇用されていた者の数に 30 万円を乗じて得た額と当該常時正社員として雇用されていた者以外の者の数に 15 万円を乗じて得た額を合計した額

(1) 事業所開設日から 1 年を経過する日

(2) 事業所開設日から 2 年を経過する日

(3) 事業所開設日から 3 年を経過する日

(4) 八代高等職業訓練校（八代市清水町 2-94）（ 指定管理者制度導入・H18 年度～ ）

（訓練校校舎）

（実習棟）

敷地	1,777.33 m <sup>2</sup>	
着工	昭和 56 年 7 月 29 日	平成 12 年 10 月 16 日
竣工	昭和 57 年 2 月 4 日	平成 13 年 1 月 28 日
建物	鉄筋コンクリート 3 階建 666 m <sup>2</sup> 普通教室、特別教室、事務室	鉄骨造 215.3 m <sup>2</sup> 実習室 3 室、渡り廊下
運営主体	職業訓練法人 八代職業訓練運営会	
種別	事業内職業訓練校	
訓練期間	2 年間（普通課程）	

【普通職業訓練普通課程】(令和2年3月末現在)

訓練科目の名称	訓練生の数(人)		
	1年生	2年生	合計
建築施工系木造建築科	0	0	0
建築施工系鉄筋コンクリート施工科	(休)	(休)	(休)
建築仕上系左官・タイル施工科	(休)	(休)	(休)
塗装系建築塗装科	(休)	(休)	(休)
木材加工系木工科	(休)	(休)	(休)
裁縫系和裁科	(休)	(休)	(休)
金属加工系構造物鉄工科	(休)	(休)	(休)
機械系機械加工科	(休)	(休)	(休)
計	0	0	0

【自主訓練】(令和元年度)

職業訓練ではあるが、県の補助金対象外となる訓練。

科名(コース名)	訓練期間	実施回数	受講生数
和裁科	2年間	1	4

【委託事業】

離職者訓練事業(令和元年度実施)

求職中の方が、新たな知識・技能を短期間で身につけ、再就職に役立てられる能力を開発するため、パソコン、簿記等の資格取得を目指す訓練を実施。入校は雇用保険受給者が優先。入校者は安定所、県で選定。

委託元	科名(コース名)	実施期間	受講生数
熊本県立熊本高等技術専門校	OA事務科6月生 (R1.6~R1.11)	6ヶ月	20人
	経理事務科12月生 (R1.12~R2.2)	3ヶ月	14人

(5)働く婦人の家(フレンドリーやつしろ)(八代市清水町2-94)

(指定管理者制度導入・H21年度~)

工期 着工 昭和56年7月29日 竣工 昭和57年2月4日  
 開館 昭和57年6月1日  
 建物 鉄筋コンクリート造2階建 709.79㎡(1階347.05㎡ 2階362.74㎡)  
 敷地 2,150.39㎡  
 施設内容 1階 講習室、講習室2、和室、託児室、事務室、相談室、  
 ロビー(図書コーナー)  
 2階 体育室、調理実習室

総工費 144,066千円  
 財源内訳 国庫補助金 30,000千円 県補助金 30,000千円 一般財源 16,766千円  
 地方債 67,300千円(中小企業退職金共済事業団還元融資)  
 設置目的 市内に居住または勤務している女性及び男性を対象とし、これら女性及び男性の福祉に関する事業を総合的に行い、その福祉増進を図る。  
 事業内容 生活・職業・健康・育児等に関する相談及び指導  
 一般教養・職業生活技術及び家庭生活技術に関する研修会・鑑賞会・展示会等の開催  
 グループ活動及びクラブ活動の推進及び指導  
 休養・レクリエーション等余暇の活用のための便宜供与  
 その他市長が必要と認める事業

令和元年度定期講座

主催講座(4月～翌年3月) 36講座(短期講座含む)

自主クラブ(前期、後期) 22講座

令和元年度利用状況

(単位:人)

区分	勤 労	家 庭	男 性	託 児	合 計
講 座	3,680	7,697	883	37	12,260
ク ラ ブ	1,974	2,541	671	0	5,192
主催・共催事業	0	0	0	0	0
団 体 利 用	295	428	25	0	748
個 人 利 用	818	2,024	454	0	3,296
合 計	6,804	12,696	2,033	37	21,523

施設別利用状況

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
体 育 室	12,195	8,580	8,735	9,332	7,563
講 習 室	5,390	5,339	5,359	5,785	4,646
講 習 室 2	1,567	1,189	1,826	1,878	1,822
和 室	1,653	1,147	1,347	1,312	1,285
調 理 室	2,313	2,259	2,179	2,095	1,736
館 外 活 動	1,419	4,431	4,161	5,555	2,573
相 談 室・ロ ビ ー	853	733	507	602	643
託 児 室	107	26	31	93	37
宮嶋財団・総合体育館	1,372	1,318	1,673	1,467	415
計	26,869	25,022	25,818	28,119	21,539

(6) サンライフ八代(八代市日置町692-1)(指定管理者制度導入・H18年度～)

工 期 着工 昭和60年12月25日 竣工 昭和61年8月24日  
 建 物 鉄筋コンクリート2階建 1,386.685㎡  
 1階 教養・文化室、トレーニング室、体育館、雇用就業相談室、事務室  
 小会議室  
 2階 研修室(1)・(2)、会議室、職業技能講習室  
 敷 地 2,544.47㎡  
 建設費 300,000千円(雇用促進事業団)  
 目 的 市民の雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談・職業情報の提供等を行うと共に、心身の健康保持・体力の増進及び教養文化などのための便宜を供与することを目的とする。

業務内容 職業・技能講習室、雇用・就業情報展示室、健康相談室、教養・文化室、体育室等の運営に関する業務を行う。

令和元年度運営実績（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

区分	件数	延べ利用者数		
		中高年者 (45歳以上)	左記以外の者	合計
雇用就業相談室	1,959			1,959
教養文化室	53	825	23	848
研修室1	154	1,524	531	2,055
研修室2	168	2,460	35	2,495
研修室(1・2)	6	118	106	224
会議室	40	219	125	344
小会議室	55	191	90	281
職業技能講習室	81	1,282	129	1,411
トレーニング室	7,630	4,744	2,886	7,630
体育室	1,759	10,726	5,128	15,854
その他	2	41	3	44
計	11,907	22,130	9,056	33,145

\*平成14年度までは、雇用・能力開発機構の委託事業として実施。

\*平成15年度からは、八代市が（財）サンライフ八代へ委託して事業を実施。

\*平成18年度からは、指定管理者として（財）サンライフ八代へ管理運営委託。

年度別利用者数

年度	H27	H28	H29	H30	R1
件数	40,014	40,338	38,435	36,597	33,145

### (7) 雇用促進対策

八代市就業資格取得支援助成金制度

内容：就職のために必要な免許や資格の取得に係る費用(講座等の受講費用・試験等の受験費用など)の2分の1(上限5万円)を助成。

対象者：公共職業安定所を通じて求職活動を行っている方。

中学・高校・大学等を卒業後5年以内で、市内の事業所に在職中の方。

利用実績(令和元年度)

取得資格内容	対象数(人)	補助額
医療・介護関係(介護職員初任者、医療事務)	18	488,000円
事務関係(経理、OA、宅建)	6	115,000円
運輸関係(大型一種、大型特殊、フォークリフト)	4	122,000円
その他	1	8,000円
合計	29	733,000円

(8) 八代市産業活性化人材・企業育成支援事業

目的 研究開発、技術の向上、経営の安定化等のため、経営者及び従業員に研修を受講させ、又は副業人材を事業に活用する企業に対し補助金を交付することにより、人材・企業の育成を支援し、もって本市の産業活性化を図ることを目的とする。

助成対象 技術向上、研究開発、経営について、人材育成の必要性がある従業員に研修を受講させる、又は副業人材を活用する八代市内の次の企業  
 (ア) 建設業、サービス業、小売業などの中小企業  
 (イ) 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業の中小企業  
 (ウ) 八代市未来チャレンジ企業として市長の認定を受けた企業

対象となる研修 企業等の業務に関連する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー  
 企業価値を高める資格・免許取得に係る講習  
 企業等の価値を高めるCSR(企業の社会的責任)に関する講座・セミナー  
 技術指導者を招聘しての研修等  
 副業人材の募集

補助対象経費 補助金の交付の対象となる経費は、交通費、受講料、研修講師招へい経費、副業人材募集時の経費とする。  
 補助対象経費のうち、交通費、受講料に対する補助は、同一年度内において、同一従業員につき1回限りとする。

補助金額・限度額 補助金の額は、補助対象経費に次の表の掲げる補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額)とする。

業種	補助率	補助限度額 (1人あたり)	補助限度額 (1企業あたり)
上記(ア)の業種	1/3	3万円	8万円 (別途講師招聘・副業人材活用5万円)
(ア)の業種のうち、新規雇用者のへの研修実施企業	1/2	5万円	8万円
上記(イ)の業種	1/2	5万円	15万円 (別途講師招聘・副業人材活用8万円)
上記(ウ)の業種	2/3	7万円	20万円 (別途講師招聘・副業人材活用10万円)

令和元年度実績 補助件数 52件(研修受講者数 148名)  
 補助金支給金額 1,269,000円

(9) 八代インターンシップ応援事業補助金

目的 市外の大学等に在籍する学生の市内の事業所におけるインターンシップへの参加を促し、事業者の魅力の理解促進及び将来的な市内への就職・定住促進を図ることを目的とする。

施行年月日 平成30年4月1日

対象者 1) 大学生等(市外大学、短期大学、高等専門学校等に在籍し、市外に在住するもの)

最終学年の学生は対象外(大学院進学予定者及び大学編入者を除く)

2) 事業者

(ア) 市内事業者(大企業を除く)

(イ)(ア)のうち、ブライツ企業、リーディング育成企業、地域経済牽引事業計画の県知事承認企業、八代未来チャレンジ企業については補助上限を拡大。

補助対象事業 市外の大学等に在籍し、市外に在住する大学生等が参加するインターンシップで次の要件を満たすもの

1) 市内の事業所で実施されるものであること

2) 実施期間が実働3日以上であること

補助対象経費

1) 交通費 居住地から(宿泊先の経由を含む)事業所を往復するために要する交通費。

2) 宿泊費 滞在に要する宿泊費(食費は除く)。事業者が契約する寮等に宿泊の場合は対象外。

補助上限額

《大学生等》

経費	補助上限	対象経費内訳
交通費	1万5千円	居住地から事業所までの交通費
宿泊費	2万円	5,000円/日(上限)×宿泊日数

《事業者》

	インターン生1人の上限	企業上限
(ア)の事業者	3万円(交通費+宿泊費)	12万円
(イ)の事業者	4万円(交通費+宿泊費)	16万円

事業者の自家用車による送迎は費用対象外

上限に達するまで複数申請可能とします。

令和元年度実績 助成件数 0件

助成金支給金額 0円

(10) 未来チャレンジ企業創出支援事業

目的 八代市内において、今後、市内及び県経済をリードしていくことが期待される企業を支援及び創出することで市内企業の更なる発展につなげ、本市経済の活性化及び新たな雇用機会の創出を目指し、成長に向けた計画を有している中小企業者を八代市未来チャレンジ企業として認定し、総合的、継続的な支援を行うことにより高い付加価値額を産み出す企業を育成・創出する。

実施年度 平成30年4月から

認定の有効期間 認定日から約3年間

3年経過後、最大2年間の延長を可能とする。

対 象 者（申請要件）

- 以下に掲げる要件をすべて満たす者
- ・市内に事業所を有する中小企業で、今後10年以上事業所を有し続ける見込みがあること
  - ・八代市企業振興促進条例に規定する業種  
(製造業・情報通信業・運輸業・卸売業・コールセンター等)
  - ・本市において地域経済をけん引する企業となることを目指し、その計画を有していること
  - ・市税を完納していること

支 援 内 容

- ・八代市未来チャレンジ企業成長助成補助金の交付（H30年度新規）  
認定を受けた企業が行う新規性を有する技術開発やその技術を活かした新商品開発及び販路開拓に係る取組に対して補助金を交付。別途、申請及び審査を受ける必要あり。
- ・補 助 率：3分の2以内
- ・補助上限額：200万円
- ・八代市インターンシップ応援事業補助金の優遇（H30年度新規）  
インターンシップ受け入れを行う未来チャレンジ企業に対して、補助上限額を引き上げ。
- ・八代市産業活性化人材育成支援事業補助金の優遇（H30年度新規）  
従業員や経営層の人材育成（研修受講等）を行う未来チャレンジ企業に対して、補助率等を引き上げ。
- ・未来チャレンジ企業創出支援コーディネータによるハンズオン支援  
(H30年度新規)  
市が配置するコーディネータが認定企業の技術的課題の解決やアドバイス、大学等研究機関・連携企業との橋渡しを実施。

実 績

- ・認定企業件数：7件

年度	H30	R1
認定企業	(株)パワーバンクシステム	アドバンフィット(株)
	(有)福島刃物製作所	高原木材(株)
	シントワールド(株)	(有)西岡養蜂園
	(株)末松電子製作所	

- ・八代未来チャレンジ企業成長助成補助金

	H30	R1
採択企業件数	2件	3件
補助金支給金額	2,000,000円	3,583,000円



## 7 観光・物産

### (1) 主要観光施設・行事

#### ①施設

地域	施設名
八代	八代市立博物館(未来の森ミュージアム)、松浜軒(松井文庫)、龍峯山自然公園、古麓歴史自然公園、東片自然公園、万葉の里公園、八代市松中信彦スポーツミュージアム、日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」、新八代駅がめさん公園、日奈久ゆめ倉庫、日奈久温泉イベント広場
坂本	さかもと八竜天文台、八竜山自然公園、百済来川遊水公園、くま川ワイワイパーク
千丁	いぐさの里公園
鏡	赤星公園、鏡ヶ池公園
東陽	東陽石匠館、笠松公園、石橋公園、黒木止善館
泉	矢山岳山頂公園、五家荘平家の里、五家荘自然塾、五家荘溪流キャンプ場、久連子古代の里、樅木の吊橋、梅の木轟公園吊橋、氷川ダム湖、白岩戸公園、五家荘草花資料館

#### ②自然

地域	内容
八代	松浜軒の肥後花菖蒲・カキツバタ、松井神社の臥龍梅、八代草、春光寺のアジサイ、妙見宮(八代神社)の樟、八王社の樟、流藻川水源、妙見町・二見越猪地区のホテル
坂本	薬師堂の銀もくせい、走水の滝、坂本町日光の棚田、鮎帰地区・百済来地区のホテル
鏡	赤星公園のぼたん
東陽	登尾神社の桂、清水堂の椋・榎、清水堂湧水
泉	岩宇土山周辺の福寿草、五家荘の紅葉、せんだん轟の滝、梅の木轟の滝、泉町の雲海、二本杉峠・峰越峠の樹氷、泉町白岩戸・岩奥の棚田、しゃくなげ、雁俣山のカタクリ・白岩戸地区・本屋敷地区のホテル、宮の崎の大桜

#### ③史跡

地域	史跡名
八代	八代城跡(都市公園)、麦島城跡、万葉の里水島、河童渡来の碑、旧郡築新地甲号樋門、八代神社(妙見宮)、十三重石塔、懐良親王の墓、春光寺、悟真寺龍峯史跡群、二見眼鏡橋群と薩摩街道
坂本	百済来地蔵堂、大門薬師堂の鰐口、大門観音堂の鰐口
鏡	鏡が池、大鞆樋門
千丁	岩崎神社
東陽	東陽町の石橋
泉	緒方家、左座家、木造男女神坐像、法浄寺の梵鐘、銅造釈迦如来立像

#### ④祭り行事

月	祭り行事	月	祭り行事
4月	印鑰神社春季大祭鮎取り神事(7日) 釈迦院花まつり(8日) 岩崎神社春季大祭(15日) 五家荘山開き(下旬)	10月	やつしろ全国花火競技大会(第3土曜日) せんちょうい草の里まつり(第3日曜日) 東陽しょうが祭(第4日曜日) 五家荘紅葉祭(10月最終日曜～11月30日)
5月	九州国際スリーデーマーチ (第2金・土・日曜日) ふる郷愛鏡祭(第4日曜日) 氷室祭(31日深夜から6月1日未明)	11月	坂本ふるさとまつり(第2日曜日) 八代妙見祭(22～23日) 塩屋八幡宮祭(25日)
6月	平家いずみお茶まつり (第1土・日曜日)	12月	火流の彩(31日～1月1日)
7月	十八夜祭<ふるさと夏祭り>(18日) 日奈久温泉丑の湯祭り(土用丑の日) ヤマメつかみ取り大会(下旬)	1月	
8月	八代くま川祭り(第1土曜日)	2月	城下町「やつしろ」のお雛祭り (中旬～3月上旬)
9月	九月は日奈久で山頭火(1か月) 日奈久温泉十五夜綱引き大会 (旧暦8月15日) 貝洲加藤神社秋季例大祭(24日)	3月	日奈久温泉スプリングフェスタ (最終日曜日)

【期日不確定】 蛇籠・日奈久・鏡の朝市

#### ⑤伝統芸能

地域	伝統芸能
八代	植柳盆踊り、二見洲口町雨乞い踊り
坂本	鮎帰地区雨乞い踊り、鶴喰地区棒踊り・久多良木地区棒踊り
千丁	大鞆節、千丁町銭太鼓、女相撲
鏡	芝口棒踊り、上鏡獅子舞、大鞆名所、貝洲加藤神社の神楽
東陽	東陽町棒踊り、東陽町銭太鼓、稚児舞
泉	樅木神楽、本屋敷神楽、葉木神楽、岩奥神楽、久連子古代踊り

#### ⑥海洋レジャー基地(やつしろ舟出浮き)

八代観光の目玉の一つとして、八代に古くから伝わる漁法(ツボ網、羽瀬網、カニ網、イカ網、えび流し網漁)を見学し、新鮮な海の幸を無人島で味わってもらう「やつしろ舟出浮き」。海のレジャー基地として三ツ島の一つの中ノ島に栈橋と休憩所2棟、簡易休憩所1棟、簡易水洗便所、野外テーブル5卓、ベンチ10基、野外カマド1基(10連)を設置。その他黒島に栈橋と休憩所2棟、野外カマド1基(5連)、太陽光発電式バイオトイレを設置。

#### <やつしろ舟出浮きの漁法>

カニ網・籠(7月～11月)、羽瀬・つぼ網(4月～11月)、エビ流し網(7月～11月)、イカ網・籠(4月～6月)、カレイ網(7月～11月)

(2) 交通アクセス

- ・九州新幹線 ..... J R 博多駅から新八代駅まで 48 分  
J R 熊本駅から新八代駅まで 11 分  
J R 鹿児島中央駅から新八代駅まで 45 分
- ・肥薩おれんじ鉄道 (八代～川内間)
- ・高速道路 (八代・八代南・日奈久 I C)  
..... 福岡 I C から八代 I C まで 120 分  
熊本 I C から八代 I C まで 40 分  
鹿児島 I C から八代 I C まで 120 分

(3) 宿泊・休養(憩)施設

① 宿泊施設

区 分	施設数(軒)	収容能力(人)	
		団 体	一 般
日奈久地区	14	417	417
八 代 地 区	15	1,281	1,281
千 丁 地 区	0	0	0
東 陽 地 区	0	0	0
鏡 地 区	1	49	49
坂 本 地 区	5	62	62
泉 地 区	17	443	443
合 計	52	2,252	2,252

② 休養(憩)施設

ア 日奈久温泉センターばんぺい湯 (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

経営主体 九州綜合サービス株式会社  
 竣 工 平成 21 年 6 月 15 日  
 建 物 鉄筋コンクリート及び鉄骨造り 3 階建 (1,299.20 m<sup>2</sup>)  
 1 階 公衆浴場、物産コーナー、軽食コーナー、事務室  
 2 階 大浴場、食事処及び大広間  
 3 階 家族風呂 5  
 屋外 足湯  
 事業費 499,355 千円  
 本体工事 268,000 千円 電気設備工事 45,602 千円  
 機械設備工事 99,081 千円 空調設備工事 24,360 千円  
 屋外付帯工事 19,740 千円 駐車場整備事業 10,080 千円  
 その他 31,692 千円  
 財源内訳 国庫補助金 216,640 千円 合併特例債 80,400 千円  
 市民公募債 170,000 千円 一般財源 32,315 千円

イ 西湯 (※指定管理者制度導入・H18 年度～H27 年度)

竣 工 (改築)昭和 48 年 7 月 17 日  
 建 物 鉄筋コンクリート平屋建 92.16 m<sup>2</sup> (平成 28 年 3 月 31 日をもって閉館)

ウ 東湯（※指定管理者制度導入・H18年度～）

経営主体 九州綜合サービス株式会社  
 竣工 昭和52年7月11日  
 建物 鉄筋コンクリート平屋建 190.88㎡

エ 東陽交流センターせせらぎ（※指定管理者制度導入・H19年度～）

経営主体 (株)東陽地区ふるさと公社  
 竣工 平成17年2月5日  
 建物 鉄筋コンクリート地下1階、地上2階建  
 地階 職員用休憩室、倉庫、機械室  
 1階 事務室、職員休憩室、料理提供室、菓子製造直売室、産地情報コーナー、加工品直売コーナー、調理室、ホール、トイレ  
 2階 大浴場(男女各1)、家族風呂2、休憩室、受付、事務室、ホール、トイレ、バルコニー

事業費 619,953千円

建築本体工事	306,516千円	電気設備工事	41,836千円
機械設備工事	100,139千円	温泉送水工事	51,640千円
厨房設備工事	33,600千円	備品購入費	44,400千円
地質調査費	840千円	設計・監理費	24,675千円
その他	16,307千円		

財源内訳 国庫補助金 90,471千円 地方債(過疎債) 85,900千円  
 地方債(その他) 4,572千円

オ さかもと温泉センター「クレオン(球麗温)」(※指定管理者制度導入・H18年度～)

経営主体 さかもと温泉センター(株)  
 竣工 平成7年2月20日  
 建物 木造2階建造 地上2階建  
 鉄骨平屋造 機械室  
 1階 エントランス、ホール、ラウンジ、浴室、脱衣室(男女各1)、家族風呂、脱衣室2、事務室  
 2階 休憩室2、遊戯室

事業費 364,138千円(敷地造成、送湯施設、給水施設等含まず)  
 本体工事 240,402千円 機械設備工事 100,425千円  
 電気設備工事 23,311千円

<追加工事>

竣工 平成11年3月25日  
 建物 木造平屋造 265.00㎡  
 1階 レストラン、和室、厨房

事業費 66,835千円  
 本体工事 46,433千円 機械設備工事 13,871千円  
 電気設備工事 6,531千円

<追加工事>

竣工 平成27年4月9日  
 建物 鉄骨平屋造 29.25㎡  
 設備 木質バイオマスボイラー、太陽光発電パネル、リチウムイオン蓄電池

事業費 61,796 千円  
 建築工事 4,529 千円 機械設備工事 35,424 千円  
 電気設備工事 19,980 千円 設計・監理 1,863 千円  
 財源内訳 国：55,222 千円 市：6,574 千円

カ 坂本憩いの家（※指定管理者制度導入・H18 年度～）  
 経営主体 さかもと温泉センター(株)  
 竣工 平成 9 年 2 月 20 日  
 建物 木造一部鉄筋コンクリート平屋造  
 （建築面積 265.00 m<sup>2</sup>、延床面積 348.72 m<sup>2</sup>）  
 ロビーホール、浴室、脱衣室(男女各 1)、休憩室、事務室  
 事業費 115,309 千円（駐車場整備費等含まず）  
 本体工事 55,105 千円 機械設備工事 52,530 千円  
 電気設備工事 7,674 千円

#### (4) 観光宣伝

##### ①施設

- ア 八代観光案内所（八代駅）（TEL:0965-32-2436）  
 開設 昭和 29 年  
 運営 (一社) DMO やつしろ
- イ 八代市観光物産案内所（新八代駅）（TEL:0965-35-6627）  
 開設 平成 16 年  
 運営 (一社) DMO やつしろ
- ウ 日奈久温泉観光案内所（日奈久観光交流施設）（TEL:0965-38-0267）  
 （※指定管理者制度導入・H24 年度～）  
 開設 昭和 32 年  
 運営 九州総合サービス株式会社

##### ②宣伝活動

- ア 市及び(一社) DMO やつしろとタイアップした大会、会議、各種イベントの積極的な誘致及び特産品プレゼント等、宣伝活動を実施
- イ 八代観光案内所・八代市観光物産案内所・日奈久観光案内所を通じ、本市来訪者等への宣伝・観光案内
- ウ マスコミ活用及びパンフレット、ポスター、新聞広告等による宣伝

#### (5) 来訪観光客 令和元年

年	観光客数(人)	前年比(%)
平成 27 年	2,475,653	103.97
平成 28 年	2,215,463	89.49
平成 29 年	2,846,679	128.44
平成 30 年	2,534,812	89.04
令和元年	2,169,748	76.22

※熊本県観光統計算定基準をもとに算出

旅館(日帰客+宿泊客)+観光レジャー施設利用客+大会・会議+イベント参加者(市外客)

## (6) 物産

### ①特産物

#### ア 農産物

晩白柚、イグサ(熊本畳表)、メロン、トマト・ミニトマト、塩トマト、お茶、しょうが、しいたけ、ゆず、平家大根、イチゴ、じゃがいも

#### イ 伝統工芸品及び民芸品

高田焼、い草製品(花ゴザ・い草縄・テーブルセンター他)、竹細工、手打ち刃物、刀剣、おきん女人形、武者のぼり、葉書・葉画

#### ウ 食品

日奈久竹輪・蒲鉾・天ぷら、海苔、海草珍味、青のり、焼鮎、鮎のうるか、鮎のひらき、鏡オイスター(牡蠣)、しゃくみそ・しゃく漬、このしろ寿司、吉野すし、ハモ御膳、焼酎、とうふの味噌づけ、かずら豆腐、からし蓮根、漬物、柚子製品、しょうが製品、い草製品(粉末、うどん麺、素麺、ソフトクリーム等)、トマト製品(焼酎、ドライトマト、トマピーエン、トマトラーメン等)、晩白柚みそ、日奈久みそ、蜂蜜製品(蜂蜜酒、蜂蜜焼酎等)、やつしろ菜の花ファーム 987 関連製品(菜の花蜂蜜、菜の花油、純米酒「菜々」、菜の花米、玄米黒酢)

#### エ お菓子

い草のお菓子、トマトのお菓子、晩白柚のお菓子、雪もち、ニッケ玉、彦一もなか、河童饅頭、亀蛇おかき、いきなり万十、かるかん万十、お告げの石

#### オ その他

晩白柚石けん、晩白柚入浴剤、マキシト(晩白柚カクテル)

## (7) 物産施設

### ①広域交流地域振興施設(八代市上日置町 4459-1)(※指定管理者制度導入・H20 年度～)

施設名称	八代よかところ物産館
事業費	約 300,000 千円
整備年度	平成 19 年度～20 年度
開設年月日	平成 20 年 12 月 26 日
構造	鉄骨造平屋建て
敷地面積	3,968.81 m <sup>2</sup>
建築面積	806 m <sup>2</sup> (建物本体:601 m <sup>2</sup> 屋外通路:205 m <sup>2</sup> )
主な施設	物産スペース、レストラン、フリースペース、トイレ、事務室等

### ②広域交流センターさかもと館(八代市坂本町荒瀬 1239-1)(※指定管理者制度導入・H18 年度～)

事業費	246,056 千円
整備年度	平成 6 年度
開設年月日	平成 7 年 4 月 5 日
構造	木造一階建て
敷地面積	8,129 m <sup>2</sup>
建築面積	819.47 m <sup>2</sup>
主な施設	情報物産館、体験学習室、レストラン、喫茶コーナー、厨房、大研修室、事務室、コミュニティルーム、トイレ、駐車場

<追加工事>

竣 工 平成 30 年 3 月 30 日  
建 物 鉄骨造・平屋建 182.00 m<sup>2</sup>  
1 棟 イベント交流施設  
事 業 費 56,011 千円  
          本体工事          32,980 千円          機械設備工事 9,778 千円  
          電気設備工事 9,192 千円          設計          4,061 千円  
財源内訳 国：25,835 千円 市債：25,500 千円 一般財源：4,676 千円  
主な施設 多目的交流スペース、厨房

③農林産物等直売施設「菜摘館」（八代市東陽町南 1051-1）（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

事 業 費 61,650 千円  
財 源 内 訳 国庫補助金 27,500 千円 県補助金 4,950 千円  
          一般財源 29,200 千円  
整備年度 平成 7 年度（平成 8 年 2 月 28 日竣工）  
開設年月日 平成 8 年 4 月 1 日  
構 造 木造平屋建て コロニアル葺  
敷地面積 2,356.81 m<sup>2</sup>（東陽交流センター「せせらぎ」含む）  
建築面積 267.75 m<sup>2</sup>  
主な施設 事務所（16.36 m<sup>2</sup>）、売り場（227.0 m<sup>2</sup>）、トイレ（24.39 m<sup>2</sup>）

④ふれあいセンターいずみ（八代市泉町下岳 3296-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

事 業 費 955,037 千円  
財 源 内 訳 地域総合整備事業債 652,900 千円 一般財源 302,137 千円  
整備年度 平成 7～8 年度  
開設年月日 平成 9 年 4 月 1 日  
構 造 鉄骨造 2 階建  
敷地面積 8,477 m<sup>2</sup>  
建築面積 1,991 m<sup>2</sup>  
主な施設 1 階 特産品販売所、レストラン、体験工房、きなっせホール(多目的集会ホール)  
2 階 カラオケ室  
和室・事務室等

## 8 産業活性化支援事業

### (1) 八代市農地集積対策事業

目的 高齢化、兼業化等による担い手不足により、今後遊休化が懸念される農地について、担い手農家への集積を促進し、露地野菜等の土地利用型農業の推進を図る。

施行年月日 平成 23 年 4 月 1 日

対象者 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。  
 賃借権の設定を行っていること。  
 市内に住所を有する農業を営む者で市税の滞納がないこと。  
 国又は熊本県から同種の助成を受けていないこと。

#### 事業内容

- ア 新規の賃借権設定により平成 28 年度末と比較して経営耕地面積が一定以上増加した経営体に対し、規模拡大に必要な機械の導入経費の補助を行う。  
 (補助率：1/2 以内、上限：100 万円または 50 万円)
- イ 八代市内の農地を 5 年以上の新規の賃借権を設定し農地中間管理機構に貸し付け、担い手に借り受けられた場合、農地の貸し手に対し 10a あたり 1 万円(中山間地は 1 万 5 千円)を補助。

事業費 令和元年度 2,500 万円

財源内訳 市(10/10)：2,500 万円

年 度	機械導入補助		農地集積補助		農地集積面積 面積 (m <sup>2</sup> )
	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	
平成 27 年度	25,844	28			337,356
平成 28 年度	12,561	14			211,858
平成 29 年度	14,968	17	7,120	84	514,021
平成 30 年度	14,625	15	6,235	58	461,871
令和元年度	12,808	15	2,701	41	486,745

農地集積補助は、平成 29 年度から実施。



## 9 地籍調査事業

目的 地籍調査は「国土調査法」に基づいて一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界及び面積を調査・測量し、地籍図と地籍簿を作成することにより土地に関する最も基礎的な情報を整備するものである。

わが国の土地に関する記録の多くは、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）を基にしたもので、土地の境界や測量に不備・欠陥がある。限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある。地籍調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものである。

事業費負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

調査対象面積 560.95 km<sup>2</sup>

【内訳】 八代地区 128.67 km<sup>2</sup>  
 千丁地区 11.12 km<sup>2</sup>  
 鏡地区 25.40 km<sup>2</sup>  
 坂本地区 139.32 km<sup>2</sup>  
 東陽地区 54.99 km<sup>2</sup>  
 泉地区 201.45 km<sup>2</sup>

※第6次十箇年事業計画(H22～R1)策定に基づき数量調整を実施。

これまでの実績

(単位：km<sup>2</sup>)

地区名	年度					R1年度までの実績（累積）
	H27	H28	H29	H30	R1	
調査済面積(換算)	14.20	0.59	19.14	5.06	3.56	338.04 (市全体進捗率 60.26%)
八代地区	1.26	0.48	0.14			28.82 (進捗率 22.40%)
千丁地区						11.12 (進捗率 100.00%) H17完了
鏡地区						25.40 (進捗率 100.00%) H23完了
坂本地区						139.32 (進捗率 100.00%) H23完了
東陽地区	3.20	0.11	2.74	1.31	2.80	37.79 (進捗率 68.72%)
泉地区	9.74	0.00	16.26	3.75	0.76	95.59 (進捗率 47.45%)

\*坂本地区の実績については、単独事業での実施分19.06km<sup>2</sup>を含む。

令和2年度の事業概要（補助事業申請）

事業費（市全体） 187,100 千円

調査面積（換算） 7.44 km<sup>2</sup>

【内訳】 八代地区 0.22 k  
 東陽地区 2.83 km<sup>2</sup>  
 泉地区 4.39 km<sup>2</sup>

